

新潟県自動車税継続検査用納税確認システム 導入・運用保守業務委託契約書（案）

委託者新潟県（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、以下に定める条項により新潟県自動車税継続検査用納税確認システム導入・運用保守業務（以下「本業務」という。）に関する委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）業務の名称

新潟県自動車税継続検査用納税確認システム導入・運用保守業務

（2）業務の内容

別紙「新潟県自動車税継続検査用納税確認システム導入・運用保守業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）業務の実施場所

新潟県総務部税務課及び甲乙間で協議を行い、実施することを双方合意した場所

（善管注意義務等）

第2条 乙は、仕様書等及びこれらに基づく甲の指示又は通知により、本業務の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を行わなければならない。

2 甲及び乙は、業務を実施するためには、甲及び乙の共同作業並びに分担作業が必要であることを認識し、それぞれの役割分担に従い、分担作業を誠実に実施するとともに、相互の分担作業に対して誠意をもって協力するものとする。

（委託契約期間）

第3条 本業務に係る委託契約期間は、本契約の締結の日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 本業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第5条 本契約にかかる契約保証金は、〇〇〇円とする。

（業務の実施）

第6条 乙は、仕様書等に基づき本業務を実施しなければならない。

（法令遵守）

第7条 乙は、本業務を履行するに当たって関係法令、新潟県個人情報の保護に関する

法律施行条例（令和４年新潟県条例第32号）及びその他の規程に従って行わなければならない。

（成果物の納入及び検査）

第8条 乙は、甲に対し、仕様書等に定める期日までに、仕様書等所定の成果物を納入しなければならない。

- 2 甲は、前項の成果物の納入を受けたときは、速やかにその内容について検査を行い、当該検査の結果を乙に通知する。
- 3 前項の検査の結果に基づき、第1項の成果物の内容について修正を指示された場合は、乙は自己の負担において甲の指定する期間内にこれを補正し、甲の再検査を受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 前2項の規定に基づき、甲が成果物の完成を認め、乙に対してその結果を通知したときをもって、成果物の引渡しが行われたものとする。

（年度別業務報告書の提出及び検査）

第9条 乙は年度毎の本業務の成果に関する報告書を当該年度の3月31日までに甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の報告書を受領した時は、速やかにその内容について検査を行い、当該検査の結果を乙に通知する。
- 3 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正し、再検査を受けなければならない。この場合において、補正に要する費用は乙の負担とし、検査の実施については前項の規定を準用する。
- 4 前2項の規定に基づき、甲が当該年度における本業務の履行を認め、乙に対してその結果を通知したときをもって、成果物の引渡しが行われたものとする。

（委託料の支払）

第10条 乙は、第8条第4項及び前条第4項の規定による通知を受け、本業務の全てについて完了したときは、委託料を書面により甲に請求できるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。
- 3 第1項による支払いが甲の責めに帰する事由により、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（業務従事者）

第11条 乙は、本契約締結後速やかに、仕様書等に基づき本業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を選任し、書面又は電磁的記録により甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 前項の規定により選任した業務従事者は、甲の要請又は甲がやむを得ないと認める

場合以外には、乙は変更することはできない。

(施設等の使用)

第12条 乙は、業務を処理するために必要な甲の管理する施設及び情報処理機器を、甲の承諾があれば無償で 사용할 ことができる。ただし、使用にあたっては、甲の定めた使用条件等を業務従事者に遵守させなければならない。

(資料等の提供及び返還)

第13条 甲は、乙から本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合及び甲が提供することを適当と認めるときは、無償で当該資料等を乙に対して提供するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から提供された資料等(次条第1項により複製又は改変したものを含む。)が本業務を実施する上で不要となった場合は、乙は遅滞なく当該資料等を甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行うものとする。

(資料等の管理)

第14条 乙は、前条第1項の規定により甲から提供された資料等を複製し、又は改変する必要がある場合は、あらかじめ甲に対して書面又は電磁的記録による申し出を行い、甲の承諾を受けなければならない。

- 2 乙は、前条第1項の規定により甲から提供された資料等(前項の規定により複製し、又は改変したものを含む。)を善良な管理者の注意をもって管理し、かつ保管しなければならない。
- 3 乙は、前項に規定する資料等を本業務以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(記録媒体上の情報の消去)

第15条 乙は、契約が終了したときは、前条第2項の規定に関わらず、乙の保有する記録媒体上に存在する本業務に係る一切の情報(成果物に関する情報を除く。)を消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、実施日等を明示した書面又は電磁的記録で甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、記録媒体上の情報の消去について、第三者が残留情報を読み取ることができないよう必要な処置を施さなければならない。

(個人情報の取扱い)

第16条 乙は、本契約による業務を処理するための個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に定める個人情報をいう。以下同じ。)の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(情報の秘匿)

第17条 乙は、本業務に関して知り得たことを第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された場合も同様とする。

2 乙は、本業務に関するすべての情報を、本業務の履行以外の目的で利用してはならない。

(情報セキュリティ対策)

第18条 乙は、本業務を実施するに当たっては、別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第19条 本業務を実施する過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下「発明等」という。）が甲又は乙のいずれか一者のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、甲又は乙は、当該発明等を行った者との間で特許法（昭和34年法律第121号）第35条等に基づく特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が本契約を締結する以前から有していた特許権等を本業務に利用した場合又は前項により乙に帰属する特許権等が本業務に利用された場合、甲は、本業務を自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を利用することができる。なお、当該特許権等を乙が有していたこと及び乙に帰属することについては、乙が当該事実を挙証する責任を負うものとする。

(成果物の著作権)

第20条 本契約により作成される成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第8条第4項又は第9条第4項の通知がされたときをもって、乙は甲に無償で譲渡する。

2 乙は、甲の承諾がなければ、成果物に係る著作権者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を行使してはならない。

3 第1項の規定に関わらず、乙が本契約締結前から保有していた著作権については、なお乙に帰属するものとする。なお、当該著作権を乙が有していたこと及び乙に帰属することについては、乙が当該事実を挙証する責任を負う。

4 甲は、前項の規定により乙に著作権が帰属するとされた成果物について、本契約により導入するシステムを自ら利用するために必要な範囲（プログラム本体を除く。）で、複製し、翻案することができるものとし、乙は、当該利用について著作権者人格権を行使しないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第21条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面又は電磁的記録による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部又は一部を

第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第22条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面又は電磁的記録により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項ただし書により第三者に本業務を再委託する場合は、この契約により自らが負うのと同等の義務を再受託業者に課すこととし、再受託業者の行為のすべてについて責任を負うものとする。なお、再受託業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(第三者の権利の使用)

第23条 乙は、本業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りでない。

- 2 乙は、本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りではない。

(作業の進行状況の報告等)

第24条 乙は、甲からの指示がある場合には、業務の進行状況について、書面又は電磁的記録により報告しなければならない。

(実地調査等)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(事故発生の報告)

第26条 乙は、事故が生じたときは、速やかにその状況を書面又は電磁的記録により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、情報の漏えい、滅失及びき損等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面又は電磁的記録により直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約不適合責任)

第27条 甲は、引き渡された成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して相当の期間を定めて契約不適合の修補等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求し、又は追完に代え、若しくは追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、第8条第4項又は第9

条第4項の規定による引渡しを受けた日から12か月以内に行わなければならない。

(損害賠償)

第28条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(損害のために生じた経費の負担等)

第29条 本業務の実施に関し発生した損害のために必要を生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

2 乙は、本業務に関連して甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、本件業務を実施するに当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

4 甲は、天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、当該損害額を認定した上で、その一部を負担し、その額は甲乙協議して定めるものとする。

(契約内容の変更等)

第30条 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議の上、この契約内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面又は電磁的記録によりこれを定める。

(甲の解除権)

第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告なしに契約を解除することができる。

(1) 委託期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 契約の締結又は履行にあたり不正な行為をしたとき。

(3) 正当な理由がなく甲が行う履行の確認等を妨害したとき。

(4) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、民事再生手続、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(6) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき又は契約に違反したとき。

2 前項の規定により、甲が本契約を解除したときは、乙は、委託料の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。また、甲は、委託料を支払わない、又は既に支払っている委託料の全部若しくは一部を乙から返還させることができる。

3 前項の場合において、第5条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当

することができる。

第32条 甲は、前条第1項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条第1項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

- (6) 再委託契約又は物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約又は物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

第33条 乙は、第31条第1項若しくは前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたことにより損害を受けた場合であっても、甲に対してその補償を請求することができない。

第34条 甲は、第31条第1項若しくは第32条第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 第3条に規定する期間中にこの契約に係る甲の予算について減額又は削除があったとき。
- (2) 前号のほか、1か月の予告期間をもって乙に対して契約の解除を申し出たとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（乙の解除権）

第35条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合は、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約解除の場合における資料等の返還）

第36条 契約解除の場合における資料等の返還については、第13条の規定を準用する。

（契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去等）

第37条 契約解除の場合における記録媒体上の情報の消去については、第15条の規定を準用する。

（契約解除の場合における損害賠償）

第38条 契約解除の場合における損害賠償については、第28条の規定を準用する。

(契約解除の場合における損害の負担)

第39条 契約解除の場合における損害の負担については、第29条の規定を準用する。

(契約の費用)

第40条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(仕様の変更)

第41条 乙は、新潟県自動車税継続検査用納税確認システムの仕様（サービスの内容、サービス水準、データの取扱い及びセキュリティに関する事項を含む。）を変更しようとするときは、あらかじめ書面により甲に通知し、甲の承認を得なければならない。乙は、甲の承認を得ずに、ホームページへの掲載その他の方法による一方的な通知のみをもって仕様を変更することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、料金、サービス水準、データの取扱い及び個人情報の保護のいずれにも影響を及ぼさない軽微な変更については、乙は、相当の予告期間をもって甲に通知することにより行うことができる。

3 甲は、乙による仕様の変更が本契約の目的に適合せず、又は甲の業務の遂行に支障を及ぼすと認めるときは、当該変更の撤回を求め、又は本契約を解除することができる。

(協議及び紛争の解決)

第42条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の定めるところによるほか、甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない甲乙間の紛争を解決するために訴訟の必要が生じた場合は、新潟地方裁判所を第1審専属的合意裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）

令和8年〇月〇日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

住所又は所在地

乙 氏名又は名称

代表者名

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され又は自らが収集し若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

る。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行ったうえ、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤操作等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾をした場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウィルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウィルスチェックを行うこと。
- (2) 甲が提供するウィルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。